

都市計画マスタープラン 部分改定の背景・経緯

長久手市都市計画マスター・プランの部分改定について

1. 経緯

「都市計画マスターplan」とは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、土地利用、道路・公園・下水道などの都市施設、自然環境、景観といった都市を構成するさまざまな要素の方向性を、長期的な視点から定めるものです。

現行の長久手市都市計画マスターplan（以下「本計画」）は、令和2年3月に令和10年度（2028年度）までを計画期間として策定し、社会経済情勢の変化に応じて、その内容を見直しながら施策を開展するなど、柔軟な対応を図るものとしています。

今回、長久手スポーツの杜再整備の検討に伴い、長久手スポーツの杜周辺を本計画の拠点に位置づける部分改定を行います。

長久手スポーツの杜は、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」において、「スポーツの杜の公有地化を図り、屋外スポーツの拠点として、施設の集約および機能強化のための拡充を目指す」としているほか、「第6次長久手市総合計画後期アクションプラン2024～2028」においても、「借地となっている長久手スポーツの杜用地を公有地化し、市内に点在する屋外スポーツ施設の集約化も考慮し、スポーツを楽しむ環境を再整備する」としています。また、第6次長久手市総合計画に基づき、令和2年3月に「長久手市スポーツ施設等整備計画」を策定したほか、令和5年度には「スポーツの杜再整備検討業務」を実施し、令和7年3月には「長久手市スポーツ推進計画」を見直し、「公有地化を図り、屋外スポーツ施設の拠点として、拡充を目指す」と位置づけています。現在は、令和8年3月を目標に「スポーツの杜再整備基本計画」の策定に取り組んでおり、施設再整備の検討を進めている状況となっています。

2. 長久手スポーツの杜周辺を都市計画上の拠点に位置づける理由

長久手スポーツの杜は、供用開始から30年以上が経過し、施設の更新が必要となるほか、市内には屋外スポーツ施設が点在しているため、本施設の公有地化を図りながら他の屋外スポーツ施設を集約し、効率的な運営を目指しています。また、これまでの検討により、多様化する屋外スポーツ需要に対応するための施設拡大を伴う再整備による屋外スポーツ施設としての機能向上並びに、公園機能を追加することで、市民全体のためのレクリエーションの場としての整備を目指すこととしました。

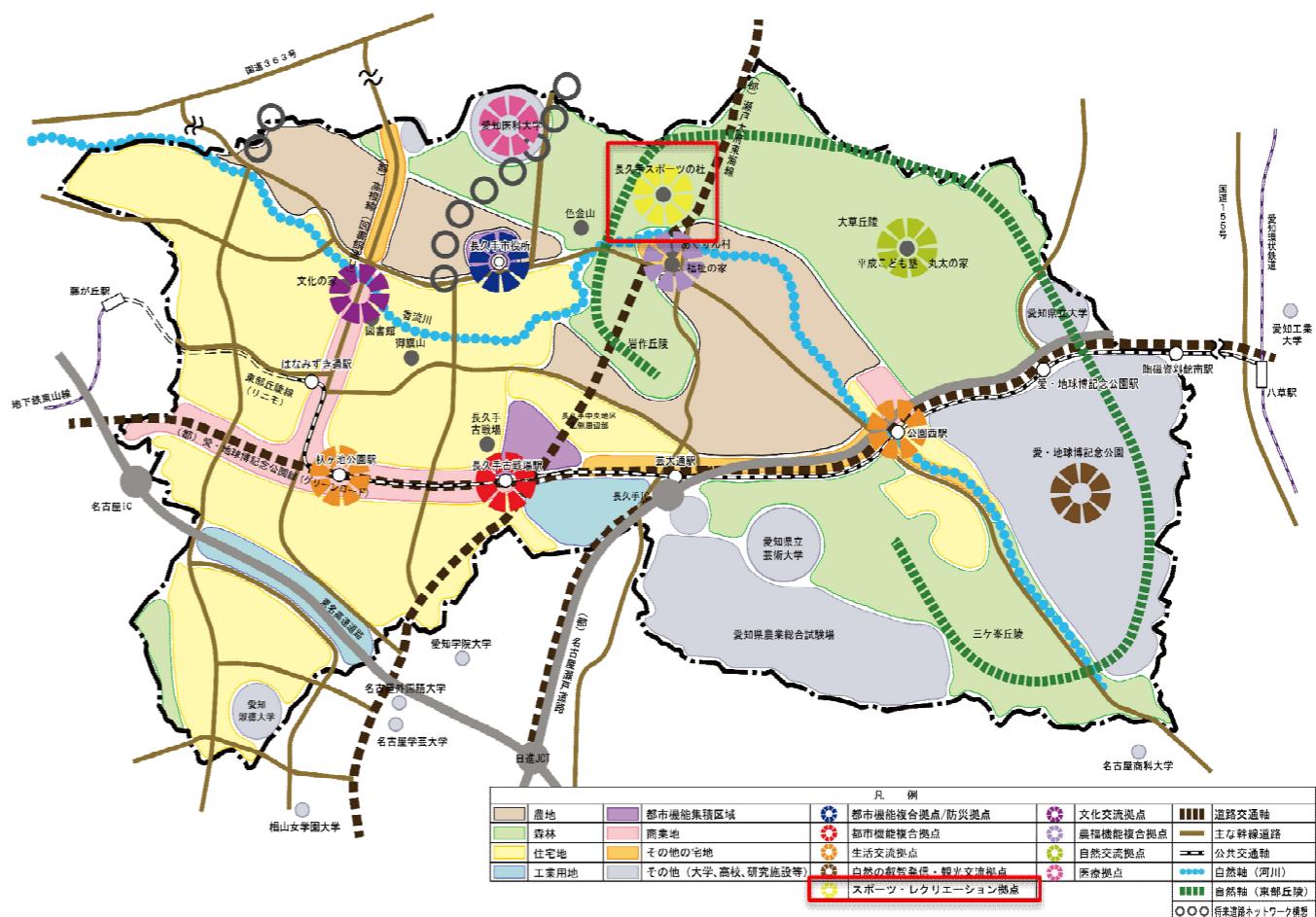
以上を実現することは、本計画の全体構想の基本理念にある「健康で質の高い生活環境の確保」に繋がることから、よって、長久手スポーツの杜周辺を本計画の将来都市構造における拠点の一つとして位置づけます。

3. 改定内容

本施設は既存の運動施設としての敷地を活用しながら、施設の拡大を伴う再整備を実施できる位置にあり、既存ストックの活用が可能であることや、(都)瀬戸大府東海線の整備が予定されており、市内外からのアクセスが向上する見込みがあること、新たにレクリエーション機能を持たせるうえで、周囲の豊かな自然を活用できることから、現在の長久手スポーツの杜周辺を本計画の将来都市構造において、新たに「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、今後の再整備を推進していくこととします。

■スポーツ・レクリエーション拠点

- ・長久手スポーツの杜周辺を、「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、スポーツによる健康増進や、豊かな自然を活かした憩いとレクリエーションの場としての機能の充実を目指します。



長久手市都市計画マスタープランの部分改定について

4. 都市計画マスタープランにおける改定箇所

以下の2つの章において、前項の改定内容を反映させます。

第2章 全体構想

3. 将来都市構造

- ・ (2) 抛点の形成 (P62) に抛点として追加
 - ・ (5) 将来都市構造図 (P67) に抛点として追加

第3章 地域別構想

2. 地域別方針

(4) 東部地域の方針

- ・ 【拠点の形成】(P97) に拠点として追加
 - ・ まちづくり方針図【東部地域】(P99) に拠点として追加

